平成２４年（フ）第４５０号
札幌市北区北７条西４丁目１番地１　東カンビル
債務者　株式会社イーソフトウェア
代表者代表取締役　内田　光彦
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　磯部　真士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月14日午前11時
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３９号
山梨県甲府市池田３丁目４番16号
債務者　株式会社馬場建設コンサルタント
代表者代表取締役　馬場　桂也
1　決定年月日時　平成24年３月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　齋藤祐次郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月15日午前11時
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２８０号
愛知県春日井市岩成台８丁目４番地の１
債務者　株式会社名和施工管理
代表者代表取締役　名田　　洋
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　文敏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月19日午前10時10分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６６号
愛知県岡崎市北野町字郷裏21番地
債務者　大城工業株式会社
代表者代表取締役　大城　雅史
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大友　啓次
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月25日午後３時35分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第２１号
沖縄県宮古島市城辺字福里1792番地３
債務者　宮古島ゲストハウスリゾート株式会社
代表者代表取締役　井戸　　太
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　與那嶺　敏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月25日午前11時
那覇地方裁判所平良支部

平成２３年（フ）第２２号
沖縄県宮古島市平良字下里3107番地596　丸富マンション402号室
債務者　宮古ダチョウ有限会社
代表者代表取締役　井戸　　太
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　與那嶺　敏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月25日午前11時
那覇地方裁判所平良支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第７６２号
大阪市北区長柄西１丁目５番１号　マンション富450号室、前住所大阪市北区池田町９番７―407号
債務者　鮮魚丸芳こと　辻村　芳雄
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西野　　航
4　破産債権の届出期間　平成24年４月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月14日午後３時
6　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５２号
香川県高松市香西南町266―１　ルナカーサ101、住民票上の住所香川県さぬき市寒川町石田東甲1881番地１
債務者　木村　幸司
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　滝口　耕司
4　破産債権の届出期間　平成24年４月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月６日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年５月２日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第９号
山形県東置賜郡川西町大字時田2064番地
債務者　齋藤健一郎
1　決定年月日時　平成24年３月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木本　茂樹
4　破産債権の届出期間　平成24年４月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月７日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２４年（フ）第６号
福島県いわき市好間町上好間字洞22番地の４
債務者　柴田　新一
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　國井　達夫
4　破産債権の届出期間　平成24年５月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月４日午後１時45分
6　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２４年（フ）第２８号
茨城県土浦市荒川沖６番地345
債務者　カフェレストランバスティーユこと　下野　　剛
1　決定年月日時　平成24年３月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀　　賢介
4　破産債権の届出期間　平成24年４月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月５日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第５号
神奈川県平塚市天沼９番88号　杉山ハイツ103号
債務者　豊福加代子こと　ＴＯＹＯＦＵＫＵ　ＭＡＲＣＩＡ　ＫＡＹＯＫＯ
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石田　彩子
4　破産債権の届出期間　平成24年４月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月13日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第９７号
神奈川県厚木市戸田2384番地４　メゾン戸田202
債務者　伊藤　友幸
1　決定年月日時　平成24年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤嶋　崇友
4　破産債権の届出期間　平成24年４月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月21日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第６７号
岡山市北区北方２丁目１番19―510号
債務者　山田悠紀子
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥津　　晋
4　破産債権の届出期間　平成24年５月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月８日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８号
福岡県大川市大字津709番地３
債務者　古賀　康洋
1　決定年月日時　平成24年３月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　歳男
4　破産債権の届出期間　平成24年４月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月９日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係